

議案第 9 1 号

一般職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

一般職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関す
る条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 12 月 22 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告に鑑み、一般職の職員の給料及び期末勤勉手当の支給額を改定し、国及び他の地方公共団体の職員との給与の均衡を図る必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例及び羽曳野市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 120」を「6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「6 月に支給する場合には 100 分の 67.5、12 月に支給する場合には 100 分の 70」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「100 分の 100」を「6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「6 月に支給する場合には 100 分の 47.5、12 月に支給する場合には 100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

(給 料 表)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500

6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		

66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			

96	296,600	344,500				
97	296,800	344,700				
98	297,100	345,100				
99	297,500	345,500				
100	297,900	345,800				
101	298,100	346,100				
102	298,400	346,500				
103	298,800	346,900				
104	299,100	347,300				
105	299,300	347,800				
106	299,600	348,200				
107	300,000	348,600				
108	300,300	349,000				
109	300,500	349,500				
110	300,900	349,900				
111	301,300	350,200				
112	301,600	350,500				
113	301,800	351,000				
114	302,000					
115	302,300					
116	302,700					
117	302,900					
118	303,100					
119	303,400					
120	303,700					
121	304,100					
122	304,300					
123	304,600					
124	304,900					
125	305,200					

定年前 再任用 短時間 勤務職 員									
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改める

第18条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第5条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第 5 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には 100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「6 月に支給する場合には 100 分の 165、12 月に支給する場合には 100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「新一般職給与条例」という。)の規定及び第 3 条の規定による改正後の羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「新任期付職員条例」という。)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新一般職給与条例及び新任期付職員条例の規定を適用する場合における給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第17条の2・第17条の3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第18条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第17条の2・第17条の3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第18条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略 第18条の2～第27条 省略</p> <p>附 則 省略 <u>別表第1 別紙のとおり</u> 別表第2 省略</p> <p>第2条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当) 第17条 1 省略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 第17条の2・第17条の3 省略 (勤勉手当) 第18条 1 省略 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略 第18条の2～第27条 省略</p> <p>附 則 省略 <u>別表第1 別紙のとおり</u> 別表第2 省略</p> <p>第2条関係 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(期末手当) 第17条 1 省略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 第17条の2・第17条の3 省略 (勤勉手当) 第18条 1 省略 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を</p>
---	--

乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、100 分の 48.75 を乗じて得た額の総額

3～5 省略
以下省略

第3条関係

羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>380,000</u>
<u>2</u>	<u>427,000</u>
<u>3</u>	<u>477,000</u>
<u>4</u>	<u>539,000</u>
<u>5</u>	<u>615,000</u>

2～4 省略

(給与条例の適用除外等)

第5条 1 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」とあるのは「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」とする。

乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 省略
以下省略

第3条関係

羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>376,000</u>
<u>2</u>	<u>422,000</u>
<u>3</u>	<u>472,000</u>
<u>4</u>	<u>533,000</u>
<u>5</u>	<u>608,000</u>

2～4 省略

(給与条例の適用除外等)

第5条 1 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

<p>以下省略</p> <p>第4条関係</p> <p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>以下省略</p> <p>第4条関係</p> <p>羽曳野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p> <p>以下省略</p>
--	--

別表第1(第3条関係)

Table with 10 columns: 職員の区分, 職務の経身給, 1級 給料月額, 2級 給料月額, 3級 給料月額, 4級 給料月額, 5級 給料月額, 6級 給料月額, 7級 給料月額, 8級 給料月額. Rows include positions like 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60 and a final row for 定年前再任用臨時労働職員以外の職員.

別表第1(第3条関係)

Table with 10 columns: 職員の区分, 職務の経身給, 1級 給料月額, 2級 給料月額, 3級 給料月額, 4級 給料月額, 5級 給料月額, 6級 給料月額, 7級 給料月額, 8級 給料月額. Rows include positions like 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60 and a final row for 定年前再任用臨時労働職員以外の職員.

